# 令和元年度第1回 板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

# 令和元年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

1 開催年月日 令和元年7月9日(火)

2 開催場所 板橋区役所北館11階第三委員会室

3 審議会委員 会長 佐藤 信行

副会長 岩隈 道洋

委員 西田 美樹

髙 木 祥 勝

河 野 雅 子

藤﨑弘道

真 野 英 人(欠席)

新 谷 節 子

川 原 清 美

田 中 やすのり

さかまき 常行

荒川 なお

中 妻 じょうた

橋 本 正 彦

中 川 修 一

4 事 務 局 総務部長

区政情報課長

IT推進課長

5 関係課長 戸籍住民課長

健康推進課長

午後3時00分 開会

○区政情報課長 お待たせいたしました。

それでは、定刻となりましたので、令和元年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護 審議会を始めたいと存じますが、その前に委員に交代がございましたので、最初の進行を 事務局で執り行わせていただきます。

審議会に先立ちまして、新たに委員になられた田中やすのり委員、さかまき常行委員、 荒川なお委員に坂本区長から委嘱状をお渡しいたします。

各々の委員におかれましては、席にてお待ちいただき、お名前をお呼びしましたらその 場でご起立願いたいと思います。

# ———委嘱状交付———

- ○区政情報課長 それでは、ここで坂本区長から、ご挨拶を申し上げます。
- ○区長 皆様、こんにちは。板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の委員の皆様には日 ごろから板橋区政につきまして、ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

今回、新たに委員に一任されました皆様におかれましても、より一層の協力をお願い申 し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

情報公開や自己情報開示に関する傾向でありますけども、情報公開につきましては、全体として請求件数が増えております。昨年度は1,700件を超えまして、ここ10年間においては44%増となっております。

また、自己情報の開示請求につきましては、平成21年度では233件であったところが、昨年度は325件と、やはり10年間で見ますと約40%の増となっております。

いずれも、全体としましては、着実に請求件数が増加をしておりまして、制度が区民の 皆さんに定着をしていると感じております。

一方において、情報公開、個人情報の部分につきましては、後ほど報告いたしますけれ ども、残念ながら個人情報にかかる事故が2件起きております。

1件目は、個人番号通知カードの誤返却、2件目につきましては、胃がん・肺がん検診の受診券の誤送付であります。

板橋区では、個人情報保護に関する外部評価委員会の設置をいたしまして、委員会からいただきました改善提案事項に基づいた改善措置を行ってきているところでありますけれども、このような紛失事故が発生したことは、まことに遺憾であると感じております。再発防止のために日々の業務におきましては、適正な個人情報の取扱を確実に実行できるよ

うに改めて全庁で取り組んでいく覚悟であります。

情報公開と個人情報保護の推進につきましては、信頼される区政並びに、開かれた区政 の実現にとっては、重要な役割を果たすものだと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後とも、さらなるご指導を賜りますようにお願い申し 上げまして、簡単ではございますけども、挨拶とします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 ありがとうございました。

それでは、本年度第1回の審議会でもあり、委員の方も変わられておりますので、お手元の資料5に基づきまして、名簿の順に改めて審議委員の皆様をご紹介させていただきます。

### **\_\_\_\_\_**委員紹介**\_\_\_\_**

- ○区政情報課長 大変申し訳ございませんが、坂本区長はここで退席させていただきます。
- ○区長ありがとうございました。
- ○区政情報課長 なお、事務局でございますが、改めてご案内いたします。

# ———事務局紹介———

配布資料は、次第に記載のとおりでございます。お手元に資料がないようでしたらお申 しつけくださいませ。

なお、本日は審議会終了後に個人情報に関する勉強会と題しまして、事前一括承認基準、 情報セキュリティーにつきまして、委員の皆様にご確認をいただく機会を設けております。 ぜひ、引き続き、ご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これからの会議の進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。 よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

ただいまから、令和元年度第1回情報公開及び個人情報保護審議会を開始いたします。 傍聴につきましては、申し出がなかったと承っておりますけれども、それで間違いございませんでしょうか。

それでは、傍聴の希望はなしということで進めます。

本日の議題でございますが、個人情報保護制度に基づく、諮問事項に係る案件がなかったということでございまして、私はこの審議会の委員を承ってもう10年以上になるわけなのですが、初めての事態でございまして、大変驚いております。

報告事項があるということで、事務局とも相談させていただいて次回にまとめるという 案もなかったわけではないのですが、しかし、新委員もおられるということでもございま すし、せっかくの機会でございますので、きちんと開催しようということで、報告事項の み4件で開催させていただきました。

この個人情報に関する勉強会というものを予定していただきましたので、効率的に議事 を進めてまいりたいと存じます。ご協力をお願いいたします。

なお、本日も、関係課長の出席をいただいておりますので、質問の内容におきましては、 関係課長よりお答えすることになっております。その際はよろしくお願いします。

それでは、始めに個人情報にかかる事故の報告でございます。

資料1-1、「個人番号通知カード」の誤返却について、戸籍住民課長から報告をいただきます。お願いします。

○戸籍住民課長 戸籍住民課長でございます。よろしくお願いいたします。

このたびは、事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

簡単に事故の概要について説明したいと思っています。

戸籍住民課、1階の窓口で個人番号の通知カードを別人にお返ししてしまうという誤返 却の事故が発生いたしました。

発生日時は、平成31年3月29日(金)、午後4時ごろ。この時期は、住民の方も転入転居の異動の届出が大変忙しい時期でございました。

対象者は1名。

個人情報の内容といたしましては、個人番号通知カードに記載してございます、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別でございます。

経過といたしましては、3月29日16時ごろ、A氏が転入届のために来庁し、手続の後、A氏に返却すべき個人番号通知カードも返却をしたのですが、B氏に返却するはずの個人番号通知カードを誤って、A氏に返却してしまったということでございます。

その後、4月5日15時ごろ、A氏から戸籍住民課に電話がございまして、29日に転入届と一緒に申請書されていた住民票を使う必要があり、封筒を開けたところ、自分のものではないB氏の個人番号通知カードが入っていたということで、その旨、電話をいただきました。そこで誤返却が発覚したということになります。

翌日の4月6日(土)、A氏の自宅を訪問いたしまして、誤ってお渡ししてしまった個 人番号通知カードを回収いたしました。 翌日、4月7日、B氏の方に連絡をし、電話にて本件について説明、謝罪をし、B氏に本来お返しするべきカードを返却し忘れた旨をご説明し、誤返却のため、個人番号の変更の必要性がございますので、その旨を説明し、また、後日、新しい個人番号通知カードを送付される旨をご説明いたしました。

4月8日にB氏の個人番号の変更処理を行いました。これにより、地方公共団体情報システム機構、そちらの方から4月24日付でB氏に対する個人番号通知カードの新しいものが発行され、簡易書留で郵送されたということでございます。

発生の原因でございますが、転入届に伴いまして、個人番号通知カードの記載事項券面変更処理、新しい住所を記載するという処理がございます。その処理終了後、区の職員が正しい住所が書かれているかどうか、照合し、その後書類をこういったビニールのファイルに入れるわけでございますが、その際にB氏に返却されるはずの個人番号通知カードをA氏のファイルの方に混在させてしまったというものでございます。

また、個人番号通知カードを返却する際に、返却物の確認が不十分であり、A氏に対して混在していることに気づかず、また、B氏に対しては不足していることに気づかずに、返却したというものでございます。

また、B氏の方もカードを返却してもらうということを認識されていなかったようで、 区役所にいらしたときには返却をされていなかったことに気づかず、そのまま帰られたと いうことがございます。

再発防止策でございますが、受付を行った職員、転入届等の受付を最初に行った区職員が、区民から受領したもの、返却するものが分かるように受付票を作成し、氏名、お預かりしたカード等の種類、枚数などのメモを行い、返却されるまでの間、ファイルに入れた状態で担当者の間を回すようにしております。

また、区職員による照合作業において、他者の交付物が混在しないように、照合の作業台仕切りを設けました。

また、証明書等の交付を行う委託事業者職員に対しましては、①で作成しましたメモの 内容をチェックし、本人から聞き取りを踏まえて、1枚ずつ、名前や交付物・返却物の確 認をした上で、区民の方にお返しするということを並行するようにしているところでござ います。

また、このあと、区政情報課、IT推進課による現場の立入検査を行いまして、改善状況を確認していただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見承ります。

河野委員、お願いします。

- ○河野委員 7番、再発防止策の3番なんですけれども、これは今までやっていなかった んだけれども、今後、新しいルールを設けたということでよろしいでしょうか。それとも、 今までもこういうルールはあったんだけれども、ちゃんとやっていなかったということで しょうか。
- ○会長 課長、どうぞ。
- ○戸籍住民課長 今まで、どういったものをお預かりしていたかという明確なメモはございませんでしたので、今回、メモを作成して、どういったものをお返ししなければいけないかということを明確にして、今回、新たな対策をして実施しているものでございます。
- ○河野委員 ありがとうございます。
- ○会長 よろしいですか。ほかの委員。それでは手前から順番で、さかまき委員。 どうぞ、この審議会は着席で。
- ○さかまき委員 質問させていただきます。

原因と再発防止策の関連なんですが、誤返送の直接的な原因というのは、混在があったからだと思うのですけども、混在の原因というのは、いわゆる作業時において混入してしまったので、この作業台の仕切りということが再発防止というか、実際、ここで混入したというのが原因といいますか、特定されたという理解でよろしいでしょうか。

- ○会長 課長、どうぞ。
- ○戸籍住民課長 それぞれファイルから資料を取り出して、色々な入力の作業ですとか、 住所を書き直す作業をしておりまして、その際には恐らく混在はなかったと思いますので、 最終的に照合する際に、同じサイズのものでございましたので、2枚重なってしまって混 在してしまったという考えでおります。
- ○会長 委員、よろしいですか。
- ○さかまき委員 はい、わかりました。引き続いて、荒川委員、どうぞ。
- ○荒川委員 事故が発生した日時が3月29日ということで、年度末、この次が土日になるから、一番最後の日で、月曜日になると年度が変わるということで、私も3月に窓口と

か行くと、すごい混んでいるので、ものすごい事故は何となく発生しやすい、そういった ら語弊があるかもしれませんけれども。

この時期というのが過去もそういう起きやすい時期だったということが判断できなかったのかなということとか。

あと、そのために、この時期は人も多く配置しているのですか。ちょっとその辺が分からないんですけれども、その辺、どういう状況だったのかもうちょっと詳しく教えていただきたいです。

- ○会長 戸籍住民課長お願いします。
- ○戸籍住民課長 この時期が確かに、委員おっしゃるとおり転入転出の一番忙しい時期で 特に今年の3月は大変お客様が多くいらしてございました。

そのために、職員側でも繁忙期対策ということで対応について、間違いのないように対応しておりますし、委託事業者につきましても、職員を少し手厚く配置をいただくなど配慮いただいた上で業務を進めていくところでございます。

- ○会長 どうぞ。
- ○荒川委員 それは、人を多く配置しても、なお多く配置しているのは委託の方ですか。 だけど、それでも起きているということは、それは配置した方がいいと思うんですけども、 さらなる対策、さっきの再発防止策だけだと色々と個人任せですよね。どうしてもね。組 織全体としてどうするのかというのを、さっき対策を聞いたので、ある意味、本当はやら れていて当たり前のことだと思うのです。それをやられていなかったという部分も問題だ と思いますし、もっと組織的に対策をどうするのかというのは、もうちょっと区の方は、 人は手厚くしていないということですか。さっきの答弁では。ちょっとそういったところ の考えもないとやっていけないのではないかと思うのですが。そこをお願いします。
- ○戸籍住民課長 区の方の対策につきましては、同じ課の職員で応援体制をとりまして、 ベテランの職員が対応するようにということで、配置をしております。
- ○会長 よろしいですか。
- ○荒川委員 分かりました。
- ○会長 中妻委員、どうぞ。
- ○中妻委員 個人番号の返却事故ということで、十分注意しなければいけないと思うのですが、今回の件については、B氏が自分の通知カードが返ってきていないということに気づかなかったから、返却事故になったということですよね。こういう事故の周辺には、多

分もっといっぱいヒヤリ・ハットがあったんじゃないかと思うんです。

ですから、例えば、ここまでいかなかった事例はもっとあったのではないか。「俺、返してもらってないぞ」と言って、「済みません」と窓口でバタバタと返したから、事故になっていないけれども、同じようなやり方で間違いを起こして、返してしまったという事例は過去にあったのではないかという気もするんですが、その時点で改善すれば、もうちょっとよかったのではないかという気はしますが。

そういう窓口でのヒヤリ・ハットについての認識はどうでしたか。

- ○会長 課長、お願いします。
- ○戸籍住民課長 委託事業者からは、毎月、事故の報告書をいただいておりますが、これ までこういった誤返却のようなことでの事故という報告はいただいておりませんでした。

また、委託事業者の職員が連携しながら仕事をしておりますので、月に1回、委託事業者と職員の方で打ち合わせを行いまして、間違いの起こりやすい部分については、常に確認をして改善に努めていくという形で業務を進めております。

○中妻委員 十分慎重にやっていただきたいと思います。

それから、もう一つ、この誤返却が起こったことによってB氏の個人番号変更処理を行ったとあります。個人番号は基本変更できませんけれども、こうした盗難等の際には変更ができるということで私は見ている限りでは初めての事例として聞いたんですけれども、個人番号が変更されることによって、それまでの例えば、何かに個人番号を書いて提出したというようなこととの不具合、ちゃんとそこは名寄せがされるのかどうかということは、システム的にどうなのか。確認したいと思います。

- ○会長 それは。
- ○戸籍住民課長 一般的には、会社に個人番号をお伝えしていることが多いかと思うのですけれども、個人番号が変更になった際には、ご本人にお願いする形になりますけれども、個人番号が変更になりましたということを会社の方にお届けいただきたいということでお話はしてございます。
- ○中妻委員 結局、自己申請しかないんですね。

そういうことがなるべくないように、ユニークなIDによって情報を統合するところの 意義ってそういうところにあるんじゃないかな。

例えば、個人番号が変わったら旧番号に紐付いているところには、自動的に連絡がいく とか、そういうシステムであるべきなんではないかなと思うんですけど。これは区だけの 話ではないとは思いますが、まだまだ個人番号をユニークな I Dがあるということの意義が国も含めて、まだまだだと思っておりますので、関係各位に認識をよろしくお願いしたいと思うところでございます。

以上です。

- ○会長 ありがとうございます。 ほかには。どうぞ。新谷委員。
- ○新谷委員 ちょっと伺っていいですか。

ここの再発防止策のところの2番で作業台に仕切りを設ける、他者の交付物等が混在しない、これは前々回、何回も前にこれはほかのところでも誤包装、2人分が入ってしまったとかというのがあって、区全体でこれは周知徹底したんではなかったのかなと今、思ったんですけれども、そういうのは部署部署でやっぱり対応が随分違うんでしょうか。

それから、今、中妻委員がおっしゃった個人番号なんですが、医療費の高額医療補助費を申請するときに、個人番号を書いてくださいとかってあって、そういうものも今の紛失の場合、どういうふうになるのかなと今ふっと思ったんです。

区内、区役所の中の番号でしたら、区の内部でちゃんとできるんならば、この方にとって負担はないのですけれどもと私は思ったのです。区の内部でそういう個人番号を書いてくださいという書類上のものがありますよね。そういうところはちゃんと区の中で処理はできるのでしょうか。もう1個ちょっと聞かせていただきたかった。

以上です。

- ○会長 まず一つ目の質問は区政情報課長から。
- ○区政情報課長 区政情報課長でございます。

1点目のご質問について、お答えいたします。

庁内でこのような個人情報の事故が発生いたしますと、職員全員に対しまして、これこれこういった内容が今回事故が発生したということを周知するのとともに、改善策まで全庁、各職員全員に周知をしているところではございます。

ただ、今回このような処理をしていたという、結果的にということは残念ながら末端の 各職場までその辺の趣旨が伝わっていなかったのかなという部分では反省している部分で はございます。

- ○会長 2点目はいかがでしょう。
- ○IT推進課長 IT推進課長です。

個人情報が変わった場合、内部のシステム上の問題でございますけれども、住基情報に含まれている番号が変わりますと、ほかに連携している様々なシステムの基盤システムがありまして、自動的にそれは情報が送られるというようなことになっております。

- ○新谷委員 区庁舎の中では大丈夫ということですか。
- I T推進課長 区の内部では、そのような形で情報連携がされております。
- ○中妻委員 民間企業だと。済みません。
- I T推進課長 民間企業ですと、先ほど、戸籍住民課長がお答えをしたように、ご自身 でそれぞれ手続をとっていただくということになりますので、大変、申し訳ございません。 ○会長 よろしゅうございますか。

ということであります。ほかによろしいですか。

あとでも出て参りますけれども、マイナンバー利用事務に関しましては、区の中でも特定個人情報ということで非常に重たい処理をしているところでございますので、こういった形の事故の再発がないように、ぜひよろしくお願いしたいと存じます。

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、残念ながら本日はもう1件、事故報告がございます。

資料1-2、胃がん・肺がん検診受診券の誤送付につきまして、健康推進課長から報告をお願いします。

○健康推進課長 健康推進課長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 今回、胃がん・肺がん検診受診券の誤送付がございました。大変申し訳ございませんで した。

事故の概要でございます。

私ども健康推進課で行っております、がん検診、今回は胃がん・肺がんの同時検診の受診券を誤送付したということでございます。

これにつきましては、発送業務につきましては、発送と言いますか、名簿作成から封かん、発送まで委託事業者にお願いしているところでございます。

発生日時でございますけれども、本年4月5日(金)に起こったものと思われます。 対象者は、1名でございます。

個人情報の内容といたしましては、住所、氏名、生年月日、性別になります。 経過でございます。

4月5日(金)に4月18日に行われる胃がん・肺がん検診の受診券63通を受診申込

まれた方に送ったところでございます。

受診券は委託事業者が発行、封入、封かんを行い、郵便の発送は区が行っているもので ございます。

翌週の4月8日(月)、受診予定者からご自身の受診券のほかに、他人の受診券(1 枚)が同封されてきたという連絡がございました。

誤送付先の受診予定者を訪問し、謝罪の上、誤送付した受診券(1枚)を回収したところでございます。

翌4月9日(火)、誤って、別の方に受診券を送付された受診予定者を訪問して、謝罪の上、受診券を交付いたしました。

同日、委託事業者の管理者に対し、原因究明及び再発防止について指導を行ったものでございます。

発生の原因でございますけれども、受診券を出力し、封入、封かんし発送する際にはその課程におきまして、ダブルチェック等を行っていたところでございますが、当該チェックが不十分であったのかなというふうに考えてございます。

考えられる原因といたしましては、印刷される受診券はA4サイズ1枚の用紙に2人分の受診券を印刷しておりました。それを裁断機で裁断し、1枚について2人の宛名ができるわけですが、今回、63通送る予定だったので、白紙のものが1枚できたと考えられます。これが受診券の宛名として使われてしまったために、同一人に2枚いった関係で、白紙のものがいったので数が63と合ってしまったということで、通数のチェックの時に気がつかなかったのかなというふうに考えてございます。

再発防止策でございます。

封入後、2人体制で、システムから出力される受診券発行対象者リストと窓空き封筒、 もう既に窓空き封筒に入れた状態の対象者の住所と氏名を読み上げ、確認を行うとしました。

従来は、出力された受診券と受診発行者リストの確認はしておりました。ただ、入れる際、封入したあとの窓から見えるプラスチックの窓空きになっているんですけど、それが見える状態でのチェックを新たに加えたということでございます。

これによりまして、確実にリストにある人が受診者の方に送られるという最終確認ができるのかなというふうに考えてございます。

なお、今回、裁断の手間、及びリスクを取り除くために報告書を出した段階ではA4サ

イズ1枚の用紙に1枚分の受診券が印刷されるよう帳票変更を行うことになってございましたが、実際は6月26日にシステム変更を行い、既に実施済みでございます。

変更を行う前については、封入を行う段階で確実に白紙の用紙を取り除いた上で、窓空 き封筒とリストとの突合を行っておりましたが、今回システム変更を行ったことで、一つ のリスクは消すことになったのかなと思います。

再発防止策としては、先ほど申し上げたとおり、最終的に窓空き封筒に入れた状態の宛 名と送付リストのチェックをするというのが加わるという形になってございます。

私からは、以上でございます。

○会長ありがとうございました。

ご質問等、承ります。

荒川委員、どうぞ。

- ○荒川委員 5 経過 (5) のところに委託事業者の管理者に対して、原因究明、再発防止というところをもって、委託なので、偽装請負との関係もあるので、どこまでいけるのかとあるんですけど。実際、どの辺までが指導というところができる範囲なのですか。
- ○健康推進課長 今、委員ご指摘のとおり、偽装請負ということもございますので、区職員が直接、委託先の職員に指導するということは行うのは難しいのかなと思います。

私どもが行ったのは、管理者、管理職以上の方、3名きていただいて、今回の事故原因 について究明、9日に指導を行ったとなっていますが、実際は月曜日、事故が起こった段 階から既に調査をするように指示をしております。

9日(火)の段階で、暫定的ですけど、その時点で紙による報告も受けているところでございます。

恐らく原因としては、今言われているは、幾つかのパターンを出してもらったんですけど、この可能性が一番高いのかなということで、それについては、今回こういう形ですることでほかのまたミスの仕方もあるかもしれませんけれども、今回、加えたプロセスというのは確実に最終的に窓空き封筒の住所とリストを突合しますので、間違いがない、例えば、袋の数と送る数を73であっているかという確認をするとかというのもありますけど、確実に最終的に目で見て確認しますので、この種の事故は防げるのかなというふうに思ってございます。

- ○会長 はい。どうぞ。
- ○荒川委員 あと、発生時がさっきは年度末だったんですけれども、今回は年度初めです

よね。これは時期的には余り詳しくはないんですけれども、起こりやすい、結構、多忙な のかなと思っておるんですが、済みません、そこもお願いします。

- ○会長 課長。
- ○健康推進課長 今回の委託事業者は、30年度からお願いしていて、プロポーザルで3 カ年の契約になっているんですが、今年で2年目ということで、今まで、この種の事故は 起こしてございません。
- ○会長 よろしいですか。 では、西田委員。
- ○西田委員 全庁的な話になりますけど、A4サイズを裁断して送っているものというのはほかにも結構あるのでしょうか。
- ○会長 I T推進課で分かりますか。区政情報課ですか。
- ○区政情報課長 全庁的にどういうパターンで送っているかという調査までは行っていないので、確かなことは申せませんが、ケースによりましては、今回の発生したようなA4版を2枚に切ったりとか、3枚に切った形で通知を送るということは全くなくはないというふうには感じております。
- ○西田委員 裁断というのは、人手もかかりますし、こういうふうな誤送付の例もあるので、できるだけA4ならA4というふうにして、誤送付の起こらないような形で送っていただきたいなと思います。
- ○会長 河野委員いきましょうか。
- ○河野委員 個人情報を含む情報を送る際にダブルチェックでそういう封かん作業をするというのは、基本ルールみたいになっていて今までも何度もそういうことをしていたんだけれども、間違ってしまいましたというのはよく聞いていたのですが、例えば、業者さんに委託する場合にダブルチェックをしてくださいねとお願いはするんだけれども、具体的に何をどのようにという、細かいことまでは取り決めされていないのが普通なんでしょうか。今回もこういうチェックはしていたけど、こういうチェックはしていなかったので、これからはしますみたいなお話だったんですが、普通に業者さんにお願いする際に、ただダブルチェックしてくださいというだけで、具体的にこことここをこのようにチェックしてくださいねというのは、どこでも普通は言わないものでしょうか。
- ○会長 課長、お願いします。
- ○健康推進課長 今回の業者さんについて、あらかじめマニュアルで順番が全部リストに

もできていて、その中で今先ほど言った手順が入っていなかったという、手順を見れば分かりますから、これを入れてくださいということで最終的に窓空き封筒とリストのチェックが加わったということです。その前の段階で帳票で出ていたものとリストのチェックまではしていた。だから、作業手順が全部、表になっているので、そこで新たにこの1行を加えたという。

- ○河野委員 ダブルチェックに関しては、実際に入れるところでそれを確認してください ねというのが抜けていたからということなんですね。
- ○健康推進課長 ダブルチェックは基本的に読み上げと、見る方を取り替えるということで、ダブルチェックで今言ったこの作業、工程がなかったので新たに加えたということです。
- ○会長 中妻委員。
- ○中妻委員 私としては、最前から紙を折ったり、切ったり、貼ったりするのはリスクが高いのでできるだけ紙の業務は減らしていくべきだと思っておりますので、そこをもう一回考えていただきたいという意味で、受診券発行は本当に必要なんだろうかというところを1回考えてみたいと思うのです。
- 63通ということは、特定検診とは違ってある特定の方に対して出すわけですよね。申込があったのか、それとも何らかの検診で何かリスクがあったから、お願いしますねという63人の方を選んで出したわけですよね。

胃がん・肺がん検診の性質、どういう方、63人に対してこれが送られたのかをちょっと教えてください。

- ○健康推進課長 今回の胃がん・肺がん検診については、受診希望者への申込によってリストをつくってございます。方法としては、はがき、電話、メール等で申込んでいただいて、区の方で受けたものを業者さんにお渡しして、リストをつくってもらってそのリストを基に受診券を帳票として、出力するという形になってございます。
- ○中妻委員 シンプルな考え方として、上限があるのでしょうか。つまり、申込をしたらもう受診券いらないんじゃないかという考え方、なくはないと思うのですが、これは必要ですか。
- ○会長 課長、お願いします。
- ○健康推進課長 受診券を持って、受診会場に行っていただくんですけれども、その時点で手続的にはそれを持っていくことで、誰それとそれを見るだけで手続等は比較的簡便に

なるのかなと。

お知らせの際に、会場、時間等も明記しますので、そこでもきちんと相手方に情報が確 実に伝わる、紙がいいのか、ほかの手段がいいのかというのはあるかもしれませんけど、 現行としては全てデジタルでやるというのは、なかなか高齢者の方もいらっしゃいますし、 色んなパターンもありますので、今のところ、紙はベストかなと思ってございます。

ただ、申込んだ時点でもう紙がいらなくて、直接行ってもらって構わないというようなやり方もなくはないのかなと思いますけれども、現状としては確実性、それから、受付の受診自体については、医療側の形になりますので、そちらの方で確実に、例えば、間違った受診者に対して、間違って会場にきてするということもなくはないので、そこは確実性、特に医療系なので間違いが起こりにくい紙というのも、一つの利点なのかなとは思います。〇中妻委員 誤送付によって、どういうことが漏えいしたかということについては、住所、氏名、生年月日、性別のほかに自主申込ですから、どれぐらいかは分からないんですが、自分自身に胃がん・肺がんの恐れがあると思っている人の情報が洩れたというふうに考えられるんです。そこまで含めて、本当にこうした帳票の発行が必要かどうかということについては、一つ一つ、定期的に見直しをしてこれはもう発行しなくてもいいよねというものについては、やめてしまえばそれが一番リスクがないので、そうしたことも健康推進課に限らずですけれども、庁内の業務を見直すときには、念頭においていただければと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

会長の方からも1点だけお伺いしたいです。

発生原因のところで、委託業者の方と検証されたということですけれども、64枚の紙が出力され、1枚が重複して2通封かんされたんだけれども、封筒の数があっていたのは、白紙が使われたからだろうと。そういうご見解なんですが、だとすると、最後の1枚白紙というのは住所の記載がない、ただの白紙が窓空き封筒にあるわけですから、そのまま投函した場合には区役所に戻ってきているはずなんですが、戻っているのでしょうか。

○健康推進課長 それについては、私どもも戻ってくると思っていたんですが、戻ってきておりません。そういうことで、可能性としては先ほど申し上げたとおり、幾つかのパターンがあるのかなと思います。

今回は、戻ってこないこと自体、郵便事故なのかどうかということもございます。ある

いは、元々が62だったという可能性もなくはないのですが、ただ、これについては、業者側もそれから発送自体は区で行っていますので、区の方でも数は数えているので、やっぱり63通だったんだろうなと。その辺は、はっきり分からないところでございます。

- ○会長 発送する段階で宛名が表示されていない、ただの白紙ですよね。というようなものが混入していることを区が発送しておられるわけですけれども、区のご担当の方は気がつかなかったんですね。
- ○健康推進課長 通数は確認してございます。63あったというふうに報告は受けてございます。

ただ、中身を全部チェックしているわけではないので、もしかしたら白紙があったかもしれないしということでございます。

○会長 もう1点だけ。

余り細かいことを言ってもしようがないですけども、最大に懸念されるリスクは63名の方に正しく届いたんですね。届いていない方、あるいは、ほかに混入したという組み合わせのパターンで事故がこれ以外に発生している可能性はないということは確認されていますね。

- ○健康推進課長 今回分かったのは電話があったためですけれども、ほかに返ってきている封筒もございませんし、間違って混入したというような話もないので、それ以上確認の しようがなかったので、恐らくなかったのだろうというふうに思ってございます。
- ○会長それは、おかしくないですか。

六十数名ですから、これは申し込みベースなのですからこれらの方に架電して事故がないかどうか、その場で確認できる。

これが、1万件ということであれば、このような作業は不可能でしょうけれども、その時は行っておられるのですか。

あるいは、逆にこれは既に終わっているのですよね、18日に実施していますから。 その当日の受診件数との突合はなされましたか。

- ○健康推進課長 してございません。
- ○会長 大変恐縮ですが、会長としてはこの報告をそのまま承認したいとは思いません。

大変、頑張ってここまで事故の可能性等、突き詰められるところまでやったことは、これは敬意を表しますが、今の私が伺った2点というのは、この事故が果たしてこれだけの 事故だったのかどうかを特定するために極めて重要な情報であって、この点について再度 確認された上で、もう1回当審議会にご報告いただきたいと思います。

- ○健康推進課長 医療機関の方に問い合わせをして確認したいと思います。
- ○会長 よろしくお願いいたします。

万が一、申し込んだのに届かなかったので受診できなかったという別の事故が含まれているリスクを当審議会としては排除して区民の皆様方に安心していただくというのが、当審議会の役割だと会長としては考えますので、大変お手数をかけますけれども、その点について、作業を進めていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか、そういうことで。

済みません、事前に審査をしております。

事前の打ち合わせの段階で私がきちんと気がついていれば、その点を前もってお願いできていたところ、審議会の平場で申し上げるということになりまして、大変きつい言い方になってしまったことをおわび申し上げますけれども、審議会の役割というのはそういうものでありますので、課長には大変なことをお願いしておりますけれども、よろしくお願いたします。

- ○健康推進課長 再度、確認の上、担当を通して報告したいと思います。
- ○会長 ありがとうございます。

済みません、会長が暴走いたしましたが、よろしゅうございましょうか。

(はい)

○会長 その点、審議会からの依頼という形にしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、以上と致します。

続きまして、報告事項の2番目でございます。

今のは、二つございましたけれども、事故報告という意味で1番目といたしましたので、 2番目なのですが、平成30年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況につきま して、資料2に基づきまして事務局からご報告を賜ります。

○区政情報課長 それでは、お手元の資料2をお開きください。

まず、1ページ目でございます。

30年度の情報公開制度実施状況について、ご報告するものでございます。

項番の1でございます。

公文書公開請求の処理状況でございます。

この表のまず左端、請求欄がございます。

件数1,729件、人数が1,428名ということで、前年度の数字はこちらには記載してございませんが、29年度は一番下に総数が載っておりますが1,802件、それから人数としましては1,373名の方から請求をいただいております。

次の欄、決定状況、公開1,105件、以下記載のとおりでございます。

あと、続いて公開方法などにつきましても記載のとおりでございます。

概ね29年度とほぼ同様な状況ではございました。

続きまして、項番の2でございます。

公文書公開請求の種類別件数でございますが、比較的多い表の中の、中ほどの住環境に関する情報というのが、これも前年度が1, 00 7件ございましたのが、1, 00 2件ございました。

内容としましては、中高層建築物の標識設置届処理簿、それから位置指定道路の位置確認図、それから2番目に多い保健衛生に関する情報につきましては、前年度が575件のところ、623件です。

内訳としましては、飲食業関係許認可処理簿、医療機関等の一覧、理容所、美容所の一覧。こういった項目が非常に多かったということでございます。

項番の3は、先ほどふれました過去10年間の傾向でございます。

ここ数年、1,800件前後で上下しております。

続きまして、2ページ目をお開きください。

こちらは、30年度の個人情報の保護制度の実施状況でございます。

項番の1でございます。

自己情報等開示等請求の処理状況でございます。

左端の請求の欄でございますが、開示が325件でございます。

こちらも、前年度の数字が載ってありませんけれども、ここの部分は339件、29年 度はございました。

それでは、訂正、削除、中止とございまして、人数としては161名の方、前年度が175名でございまして、こちらも先ほどのページと同様に、大きな数字の変化はございませんでした。

決定状況でございます。

開示が78件、部分開示が214件でございます。

前年度、開示は85件、部分開示は210件ということで、先ほど申しましたように大きな変化はございませんでした。

それから、項番の2でございますけれども、自己情報等の開示等の請求者の内訳でございますけれども、ご本人からが161件のうち86人、それから代理人が75人ということでございます。

項番3でご説明いたしますけれども、種類別、一番多いのが二つ目の項目、福祉に関する業務でございます。

請求の主な件名というふうに記載されてございますけれども、介護保険認定調査票というふうにございます。

最近は、介護保険施設に入所するために請求される件数が多くて、項番の2にございま すように代理人というのがほとんど、こちらの項目でございまして、ご本人が窓口までな かなかお越しになれなくて、親族の方が請求するというケースが非常に多くございます。

項番の4は、先ほど来お話ししておりますように、過去10年間の推移でございます。 続きまして、3ページ目でございます。

こちらは、個人情報業務登録の状況でございます。

今年の3月31日現在の内容でございます。

記載のとおりでございますが、左端の業務登録簿、区長部局では316件、教育委員会では61件、以下、各委員会はご覧のとおりでございます。

その次の項目、外部委託記録票、それから目的外利用記録票等を記載してございます。 こちらが、各業務の中の個別のものでどれに当たるかというものが記載されております。 続いて、4ページから20ページまでが、今ご説明いたしました外部委託から始まりま す内訳、昨年1年間で処理した内容の全部でございます。

4ページから6ページが外部委託、それから7ページ目が目的外利用、8ページ目が外部提供、9ページ目が電算記録というふうになってございます。

それぞれ、1年間で処理したものを掲示してございます。

続きまして、ページの21ページ、項番の7番でございます。

特定個人情報等事務登録の状況でございます。

こちらも、ご覧のとおりの内容の数字が今現在登録されているということを表してございます。

説明は、雑駁ではございますが以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

毎年、こういった形で報告を賜っておりますけれども、この点につきまして、いかがで しょうか。

どうぞ、中妻委員。

○中妻委員 自己情報等開示等請求について、ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、これは私が住民相談を受けていて、一つ、なかなか深刻なケースと言いますか、DV被害に遭われていた方で、暴力を振るうご主人から区の関係所管と相談をして、住所を変えていた、別の場所に住んでいたけれども、突きとめられてしまったというケースが相談としてありました。

なぜ、明らかになってしまったのかは分かりません。

例えば、尾行したとか、そういうやり方でも分かってしまうので、なぜそうなってしまったのかは分からないのですが、やっぱりこの点もちょっと気にしておきたいと思いまして、ちょっと今回質問しますけれども、自己情報等開示請求でDVの加害者である方が家族の情報を請求した場合に、それはちゃんと取り下げなり、非応諾なりなるのかどうかという点と、今回の2ページでの報告では、基本的に決定状況は全て開示、部分開示、不存在のどれかになっていますので、そうしたDV加害者からの自己情報等開示請求というのが、なかったというようなことなのだろうかという、このあたりをちょっと確認したいと思います。

○区政情報課長 区政情報課長でございます。

非常にセンシティブな問題でございます。

基本的には、所管課の方でそういうDVの被害に遭われているという申し出があった際に、例えば先ほどこちらに来ておりましたけれども、戸籍住民課の方に住民票ですとかそういったものの発行の停止ですとか、その辺のところも手続をとると私どもの窓口ではそういったものは出さないという形で対応しているところでございます。

また、先ほど申しましたように、介護保険の絡みで親族の方が申請にこられるケースというものも、その親族関係は必ず証明できるものをお持ちいただくということで、窓口でそういったものを照合して対応しているというのが現状でございます。

○会長 会長の方から若干補足させていただきますと、条例上の制度としては、この2ページの1、自己情報等開示請求の処理状況の決定状況の、右から数えて4番目の存否応答拒否というのが、今、委員ご指摘の問題に対応する規定です。つまり当区が特定の個人情

報を持っているかいないかを明らかにするだけで、本人にとって不利益が生じる場合があると。簡単に言いますと、例えば東京都23区内のどこかにシェルターしていると考えられるDV被害者がおられたときに、23区全部に対して、子供の親権者であるといって開示請求をかけますと、22の区からうちにはありませんと言って答えが返って、23番目のところであるけれども、教えられないというと、少なくともその区内にいることが分かってしまいます。

これに対応するために、そもそも、あるかないかすら答えないというグローマー応答拒否というアメリカの制度がもともとなのですけれども、それを何年か前の条例改正の時に当区も取り入れてつくったのが存否応答拒否という手続で、先ほど課長がご紹介したことのように、センシティブな案件で、事前に申し出等があるとそのラインに載るというふうに条例及び施行規則に定められているはずです。

今年はゼロでしたけれども、私の記憶が確かであれば数年前に1件あって、条例改正しておいてよかったよねという報告をこの場でみんなで受けた記憶がございます。

- ○中妻委員 ありがとうございます。
- ○会長 どうぞ、荒川委員。
- ○荒川委員 今、中妻委員の問題と重なるかもしれないのですが、私も今、介護保険認定調査票を、先ほどだと代理人がここでは75人というふうに書いてあって、それは判断は先ほどは親族であれば、親族であればその証明書が必要になるのですけれども、例えばこれからは家族がいないとか、そういうことも出てくる可能性があるわけですけれども、そういう場合だったらどこを基準に開示できる代理人というところの判断ができるのかというのを、もうちょっと詳しく知りたかったのですけれども。
- ○区政情報課長 確かに、今、委員がおっしゃいましたように、親族と言いましても核家 族化が進んだりとか、ご家族の方が余り交流がなかったりなどという、そういう社会にな りつつございます。

近年、所管の介護保険課の方の運用ということで、介護保険証等、医療保険証を代理の 方がお持ちいただくことによって、それを代理というふうに認めるという運用を現在させ ていただいているところでございます。

○荒川委員 あと、済みません、もう一点だけ。

1ページの請求件数についてのところで、ちょっと私は気になったのですけれども、2 5年と26年で、ここに境があり、数字がかなり上がっているなという印象なのですけれ ども、実際これはちょっと理由というか、1,500から1,800になっていますよね。 21年のときはもっと低いわけですけれども、そういうところまで分かりますか。

○区政情報課長 区政情報課長でございます。

結論を先に申しますと、請求の理由までは伺っておりませんので、残念ながらちょっと そこのところをいきなり300件ほど増えたという現状の分析までは至っておりません。 〇会長 情報公開につきましては、情報を知ることが権利として保護されていますので、 理由を述べることを義務にしないのですね。

理由の如何を問わず、情報は開示されるという仕組みですので、そこのところはある意味で何だろうというしかないというところだと思います。

○田中委員 よろしいですか。

1ページの公開のところなのですけれども、ここの種類別にありますけれども、例えば 具体的な工事の明細などというのは、ここに入ってきているものなのでしょうか。

工事の結果の照会のようなものというのは、こちらに入ってきていないのでしょうか。 もし入っているようであれば、ちょっと少し詳しく聞きたいと。

- ○会長 区政情報課長お願いします。
- ○区政情報課長 この表の一番上の区政一般に関する情報の中の区施設工事に関する文書 というふうに記載されておりますけれども、そういったところで対応をしているというふ うにご理解いただけるかと思います。
- ○田中委員 ちょっと、関連して。
- ○会長 どうぞ。
- ○田中委員 区の施設の建物の工事の明細ではないのですけれども、例えば照明の街路灯の工事とかございますよね、街路灯の工事に関しては、この工事は明細まで出せるけれども、この工事は明細まで出せませんというふうになることが過去にあったのですけれども、そのあたり、どこまで出していいという同じ工事なのにレベルがあるみたいなのですが、その辺はどういうふうになっていますか。

余り言いたくないけれども、LEDの工事などは出してくれる工事と出してくれない工事があるのですけれども、それをここで聞いてもわからないですか。

どういう基準でやっているのかというのを、区政情報の方ではどういうふうなのかと。 〇会長 お願いします。

○区政情報課長 申し訳ございません。

その辺、全く基準がないわけではございませんけれども、今、委員のお尋ねの部分についての違いというのは手元に資料がございませんので、今お答えすることはできないのですが、ほかのケースで言いますと、事前にその情報を工事が始まる前に予算額とかそういったことを請求されるケースがございますけれども、そういったケースですと予定価格が分かってしまったりなどということを防ぐために、個別に対応する場合もあろうかと思いますが、ただ、今、委員のご質問の部分につきましては、申し訳ございません、今、手元に資料がございませんので、お答えできかねます。

申し訳ございません。

○会長 ルールの問題ですので、まず質問された委員の方には個別にご回答いただくと同時に、次回の審議会の時にどのようなことであったのかという概要を全体にご報告いただけますでしょうか。

よろしいですか、田中委員。

- ○田中委員 はい。
- ○会長では、そのようにさせていただきます。

ほか、よろしゅうございますか。

(なし)

○会長 ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、以上といたします。

次、3番目でございます。

平成30年度特定個人情報保護評価書の変更状況につきまして、これも事務局から報告 をいただきます。お願いします。

○区政情報課長 それでは、資料3に基づきましてご報告いたします。

項番が三つに分かれております。

まず、最初でございます。

特定個人情報保護評価書の年1回の見直しによる変更というふうに記載されております。 かぎ括弧の中にございますように、少なくとも1年ごとに、行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律により、公表した評価書に記載した事項の 見直しを行うように努め、評価書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに評価書 を修正し、個人情報保護委員会に提出することというのを受けまして、毎年当板橋区では 見直しをしているところでございます。 内容としましては、2項目ございます。

(1)番でございます。

マイナンバー利用事務・しきい値判断の見直しでございますが、これはこの2行目にございますように、しきい値の判断結果は平成30年度と平成29年度では変更はございませんでした。

続いて、(2)でございます。

評価書の様式変更・組織改正等による変更でございますが、こちらの部分につきましては、従前は各課の所属長の氏名までを報告しなければいけなかったのが、そこの氏名までやっていますと、毎年人事異動等で毎年変更するような形になりますので、肩書のみというふうになったという部分が大きな変更点としてはございました。

続いて、項番の2でございます。

所管法令等の改正に伴う変更でございます。

これは、ご覧のとおり2点ございまして、1点目でございますと、法令上の根拠の追加 等がございました。

あと、2点目につきましても、たばこ税関係法令の改正に伴う事務の概要の追加がございました。

続いて、項番3でございます。

その他の理由による変更等でございます。

全部で5件ございまして、1件目がシステムの追加。

それから2件目が、根拠項目の追加。

3件目が、名称の変更。

4件目が、派遣業務委託の追加。

それから、5件目が評価書の作成という内容でございました。

変更につきましては、次の2ページ目以降にございますように、表になってございまして、この表の見方でございますけれども、左側に評価書の番号、それから事務の名称、主管課がございまして、右側の方に年1回の見直し変更項目というふうに記載されております。

例えば、1-(1) というのは、前のページの項番1-(1) に当たる、1-(2) は、1-(2) に当たります。

それから右端の年1回の見直し以外の変更項目という部分には項番の3-(4)ですと

か、3-(2)と当たるというふうにお読みいただければと思います。

説明は、以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ご意見、いかがでございましょうか。

新しくご着任の委員もおられますので、しかもこれは年に1回ございますので、簡単にご紹介させていただきますと、特定個人情報というのは、ご案内のようにマイナンバーと 紐づけられている個人情報ということになりまして、これにつきましては国の個人情報保護委員会の方で、どういったような形でマイナンバーを含む事務処理をやっているかということを評価書という形で報告をすると義務づけられていまして、それが時の変化に伴って動いてまいりますので、年1回修正表をつくるということで、それのご報告があったということでございます。

今回は、実質的な変更はなくて、今ご紹介いただいたようなレベルにとどまるということです。

一番大きいのは、1-(1)というところで、しきい値判断という、しきい値というのは、「重たいチェックをしなければいけない」と、「それほどではないチェック」と全部で3段階ありますけれども、段階が上に上がるか下がるか、境目のポイントがしきい値です。

それを超えた変更は起こらなかったので、評価書の大規模なつくり直しは発生していない、そういうことのようでございます。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(はい)

○会長 それでは、これにつきましては以上というふうにさせていただきます。 報告事項4番目、最後でございます。

平成30年度外部評価委員会改善・提案事項に対する検討結果、改善措置につきまして、 資料4を用いまして、事務局からご報告を受けます。

○区政情報課長 それでは、資料の4をお開きください。

当板橋区におきましては、こちらの資料には記載ございませんけれども、個人情報の管理利用体制につきまして、第三者の視点から評価を行うことによりまして、個人情報紛失等の潜在的リスクの軽減、並びに個人情報管理システムの効率性及び安全性の向上に必要

な事項を明らかにし、個人情報保護の更なる徹底を図るため、板橋区個人情報に関する外部評価委員会を設置するという趣旨で、この会議体以外にですね、外部評価委員会というのを設置いたしまして、そちらの委員さんに庁内の各部署を年2カ所ずつ見ていただくというのを行っております。

それの報告でございます。

項番の1をごらんください。

今回、昨年度は(1)にございます、総務部の人事課、それから(2)にございます福祉部の赤塚福祉事務所の二つの職場を実地調査いたしました。

評価委員会からの改善・提案事項につきましては、人事課はございませんでした。

それから、赤塚福祉事務所につきましては、改善提案事項2点いただきました。

それにつきまして、個人情報保護検討会議といいまして、これは庁内の管理職で構成する会議でございますが、そちらの方で検討した結果、検討結果、改善措置4件を明らかにしたものでございます。

検討結果につきましては、次のページをお開きください。

横長の書類でございます。

今回、赤塚福祉事務所の方で、まず委員会の方で指摘されましたのが、左端にございます改善・提案事項が①と②でございます。

①の方の [個人情報の適正管理]。

係ごとの最終退庁者は、係ごとに配備されたプリンタに出力済みの個人情報を含む文書 (決定通知書等)が残っていないかチェックするとともに、残存文書がある場合、一律に シュレッダーにかけるのではなく、クリアファイルに入れ、翌日必ず確認する鍵付き書庫 に保管するなど、各課の事情に応じた個人情報を含む文書の適正管理を図られたいという のが、1項目目にございました。

それから、2項目目。

個人情報を保管する鍵つき書庫内のファイルボックス及び棚などに、対象となる文書の 内容が明らかになるよう、ラベルが貼られていること(又は分類が記入されていることな ど)を確認されたいという2点が外部評価委員会の方から改善・提案ございました。

これにつきまして、真ん中の検討結果、改善措置(主管課)というふうにございます。 今回の場合は、2件とも赤塚福祉事務所でございますけれども、まず1項目目に対応し た内容としましては、係ごとの最終退庁者は、係ごとに配備されたプリンタに出力済みの 個人情報を含む文書(決定通知書等)が残っていないかチェックし、残存文書がある場合、 クリアファイルに入れ、鍵付き書庫等に一時的に保管する。

翌営業日、鍵付き書庫を最初に開閉する係員が担当者に当該文書を引き渡すという内容でございます。

右隣の検討結果、改善処置(区政情報課、IT推進課)というふうに記載されておりますが、ここの部分で、赤塚福祉事務所で指摘された内容を普遍化しまして、全庁にこういった対応をしましょうということで、書き表したものでございます。

最終退庁者は、退庁時にプリンタ・複合機等に個人情報を含む文書等が残っていないか チェックする。

残存文書がある場合、クリアファイルなどに入れ翌日必ず確認する鍵付き書庫などに保 管し担当者に引き渡す(各課(所・室)の状況に応じて対応すること)。

また、セキュリティプリント機能を有するプリンタ・複合機等が配備されている場合は、 可能な限りセキュリティプリント機能を活用するというふうに全庁にはこのように案内し ております。

あと、二つ目の項目につきましては、主管課に関する検討結果としましては、個人情報を保管する鍵付き書庫内のファイルボックス及び棚などに、対象となる文書の内容が明らかになるよう、ラベルが貼られていること(又は分類が記入されていることなど)を確認する。

それから、全庁に周知した内容としましては、個人情報を保管する鍵付き書庫内のファイルボックス及び棚などに、対象となる文書の内容が明らかになるよう、ラベルが貼られていること (又は分類が記入されていることなど)を各課(所・室)において確認するということで、内容が決定いたしまして、次のページ2ページ目をお開きいたしますと、今年の5月27日付でこれは全庁の各所属に対しまして、毎年個人情報の適正な取扱についてということで周知しているところでございますが、この中で今回新たに指摘された部分、6ページをお開きいたしますと、(4)の個人情報が記載・記録された帳票の廃棄等の項目の中に、片仮名のカという項目が網かけしてございます。

カの項目の一番右下に平成30年度指摘事項ということで、先ほどご説明した部分が記載されております。

それから、2項目目の部分につきましては、8ページ目(9)の個人情報が記載された 文書の配置及び保管場所の片仮名のオでございます。 この部分で、全庁に周知を図るといったところでございます。

説明については、以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

この外部評価委員会には当審議会からも副会長の岩隈委員に参加していただいておりますので、お気づきの点等がございましたらお願いします。

○岩隈委員 では、手短に。文脈が分かりにくいかと思いますので、まず6ページの、今 ご指摘になったカの項目です。

プリンタ等に個人情報を含む情報が残っていないかということなのですけれども、これはどういう状況だったかというと、福祉事務所の例えば帳票を出力するプリンタがあって、そこで出てきたものを担当の人がそこから持って作業するというフェーズがあったのですけれども、その時に、もしここに自分のではないものが残っているというふうに誰かが気がついたらどうするのですかという質問を何人かの委員がして、そこで皆さんもいらっしゃれば、これは今、誰が作業しているのですかということを確認するのだけれども、最後に1人残っている方が見つけたら、危ないのでシュレッダーにかけますというふうに説明をしたのです。

それを徹底していますとおっしゃったのですけれども、それが実は翌日以降に必要なものかどうかはチェックされていないということだったので、本当にシュレッダーにかかったことが確認されていれば、ではもう1枚出しましょうでいいのですけれども、それが分からないのですよね。

結構この最後に廃棄するときとか、後は今日の胃がん・肺がん検診もそうですけれども、発送する、最後のフェーズまで確認をして出してしまったものを、どれが残っているか残っていないかということの記録を残していない部署が過去も色々とあったので、これについては、もし必要なものがなくなっていることが分からないまま処理されないで推移しないようにしてくださいねということで、いきなり確かに個人情報を含んでいるものはシュレッダーにかけるというのは一つの考え方なのですけれども、その場合も記録を残したりしないといけないから、それだったら決まったところに入れて翌朝全員で確認をするというこの対応をお考えいただいたのだということです。

次のページ、8ページです。

こちらも同じようなことで、鍵付き書庫内のファイルボックス及び棚というのは、基本 的には大体作業が済んで、廃棄を待っているものを入れる場所だったのです。 ほとんどのものが、ちゃんと何年の何で、いつ廃棄するのか貼ってあったのですけれども、何箱かは何だか分からない箱があって、「これは何ですか」と言うと、担当の方が何人か出てきて、属人的によく分かっている方が「ああ、これは何です」ということを教えてくれたのですが、これはその数箱もきちんと分かるようにしてくださいということを申し上げたということだったのですが、間違ってそれが廃棄されてしまったり、必要な物だと困ります。

実際には、それもほとんど廃棄予定のものだったことが分かったのですけれども、それが誰が箱を見ても分かるようにしていきましょうということを申し上げて、このような対応になったように考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

大変分かりやすい説明でございました。

ご質問等は、ございますでしょうか。

- ○中妻委員 では、一つ。
- ○会長 どうぞ。
- ○中妻委員 こうした外部評価委員会のお仕事、大変いつも助かっていると思うのですけれども、これがどれぐらい当該所管以外の方々がこれを認識し、うちもそうだな、まずいなと思って実行していただける効果というところがポイントだと思うのですけれども、これはこの通知を紙で出しておしまいなのでしょうか。

周知活動を行わないのかというとこが気になるところの全てなのですが。

○区政情報課長 今、委員がご指摘の部分というのは、非常に重要な部分だというふうに 認識をしております。

我々も、5月の時点で「これを周知しました」で、それで終わりだというふうには決して思っておりません。

近年、なかなか個人情報の事故が減らないというのが、何とかこれをゼロに持っていく というのが我々の使命だというふうに思っております。

それに伴いまして、毎年様々な取り組みを行っているところでございます。

例えば、先ほどご説明いたしました外部委員の方に、現場に赴いて立入検査をするというのは以前からやっておりましたけれども、今回、先ほど事故報告がありました今年度に入りまして2件ございましたけれども、その部署につきましては、IT推進課長と私が一

緒に現場に立ち入りまして、外部評価委員会が入る前に、まず、どういう状況で発生したのか、あるいは今後の対応について説明を受け、また改善点につきまして私どもの方から 指摘するというのが新たな取り組みというふうに行っていること。

それから、毎年8月を個人情報保護月間というふうに位置づけまして、全職員に対しまして、昨年度からなのですけれども、メールを送りましてチェックリストに対応してもらって、各個人、職員個人個人が個人情報保護に関しての知見を高める、ある意味啓蒙でございますけれども、そういった取り組みを行ったりとか、そういった様々な取り組みをしているということで、決してこの5月の通知で終わるようなことではございません。

あと、もちろんこの5月のこの内容につきましては、庁内の個人情報保護検討会議の中で、先ほど申しましたけれども、各所管課の課長が集まっている中で検討した結果を周知 しているという状況ではございます。

○中妻委員 区政情報課では、大変ご努力されていると思うのですが、しつこいようですけれども、毎回言っていますけれども、何度でも言いますけれども、近年のセキュリティー事故はほぼ全て紙なのです。

個人情報の書かれた紙の紛失・誤送付、ほぼ全てこれですから、できるだけ紙をやめるというこの方針を区としてちゃんと今、立てて実行に移していっていただきたいという、そろそろ力強いそういった方針を打ち出してほしいと思いますので、今日のところはまた要望にしておきますけれども、ぜひちょっとそろそろこの方向でやるぞというふうに考えていただきたいのを希望しまして終わります。

- ○会長 ありがとうございました。ほかは、よろしゅうございますが。
- ○田中委員 1点いいですか。
- ○会長 はい、どうぞ。
- ○田中委員 これを最初に拝見したときに、これは全部目を通すのはしんどいなと職員の 方も思うだろうし、毎年やっているからあれだと思うのですけれども、これを全てちゃん と把握して徹底するというのは、なかなか難しいと思うのですよね。

そうは言っても、出向いて色々とご説明なさっていると思うのですけれども、所管としてはこれがどの程度まで本当に徹底されて、今回の件、二つだけ伝達するのも大変だと思うのですけれども、じゃあ端的にいくと例えばUSBの持出しは原則禁止だけれども、やむを得ないときは持ち出して多分まだやっていると思うのですけれども、その例えばルー

ルは、例えばその一つに関しては徹底されるというふうに、できていますか。

#### ○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 今のご質問でございますけれども、例えばということで委員がおっしゃられたと思うのですけれども、近年の個人情報の事故を分析いたしますと、五、六年前までは、確かにUSBとかそういったものが原因による事故が散見されたのですが、それ以降、USBにデータを移すこと自体をできなくシステム上はなりましたので、そういった原因による事故というのは発生しておりません。

むしろ、こういう言い方は正しくないかもしれませんけれども、職員のうっかりミスといいますか、そういうこの職員が何でこういううっかりを起こしてしまうのかという、そういうレベルのものが多くなってきているということもございましたので、確かに委員がご指摘のように、ではこの5月の通知も全員目を通すだけの余裕があるかというと、なかなかそれも厳しいであろうということもございますので、様々な場面で、研修ですとか、そういったものを通じて個人情報の研修だけということではなくて、職層研修ですとか、そういった中に個人情報の保護ですとか、そういったものの時間をわずかでも設けさせてもらって、日ごろからそういったものに関心を持ってもらうという部分で、地道に取り組むことが一つだろうというふうに対応しているところではございます。

#### ○田中委員 分かりました。

あと、関連なのですけれども、例えば職員さんのうっかりミスというのは、2重、3重でやっても、本来は起きてはいけないのですけれども、どうしても人的なエラーはどうしても起きるので、それをどう起きないようにしていくのかが、一つ仕組みづくりだと思うのですけれども、ただ、そのうっかりミスを減らすための、もっとバックボーンの仕組みというのが、今こちらでも色々とつくってきているところだと思うのですが、ちょっと中妻さんが言ったことと少しかぶるのですけれども、新しい技術をどんどん入れていくことで、そうしたリスクをどんどん減らすことができるのではないかなというふうに考えていまして、ちょっと話は全然違う突拍子のない話かもしれませんが、今、スマートフォンを失くしてもほとんど戻ってくるのですよね。

なぜかというと、スマートフォンの中に入っていけないので、セキュリティーがしっかりしているので戻ってくるのですよという話を警察の方から聞いたことがあるのですけれども、私たちが街で活動していると、民生委員さんを悪く言うわけではないのですけれども、民生委員さんたちは紙情報を持って結構歩いていたりして、これは落としてしまった

ら心配だなと。信用していないという意味ではないのですよ。

ただ、それがセキュリティーの端末をしっかりと与えられていて、それをピピピピとやって、今日は行って何の相談をしたなというのがもし簡単にできるのであれば、それでまたエラーのリスクが下がったりするので、何かその辺のところも区としてもバックアップをしていってほしいなというふうに感じるのですが、外部評価の方から何かそのような話は出たりするのでしょうか。

○岩隈委員 外部評価委員会だと個別の部署にヒアリングに行くという感じなので、直接 そういうことは余りないのですけれども、でもこれは本当に紙として必要ですかという話 だったり、先ほどから出ているようなそういう話であったりとか、ここで申し上げるのも どうかと思うのですけれども、驚くほど古い機械が使われていたりすることもあるので、 これはできるだけ変えてあげるような方向で庁内で調整をしてくださいということを申し 上げることはあります。

後は、私がこの外部評価委員を初めたころ、ちょうど庁内のデータをデータにしてしまうと漏れる危険性があるから、なるべく紙でという方向から、逆にデータにした方が安全性が高まっているので、庁内のネットワークに封じ込めた方がいいよねという過渡期だったので、そのころはかなり徹底的に考え方を変えてくださいというようなことを申し上げたのですが、今はむしろ新しい仕組みに、各部署は順応されている部分があるので、先ほど言ったようにレガシーの紙の部分がやはり危険になっているというそういう印象がございます。

○会長 なかなか難しい問題で、こういう巨大組織を誰がリーダーシップを取るかという ことになれば、最終的には区長になるのですけれども、幸いにして当審議会には副区長と 教育長がおられますので、ぜひ頑張っていただけたらと。

どうも、済みませんでした。

○新谷委員 すごく基本の「き」などは、私みたいなこういう細かいことはよく分からないのですが、一般論として、各部署で役所というのは、大体本当に二、三年で異動がありますよね。

先ほどおっしゃっていたように古い方が、この段ボールは何だというのは分かるけれど も、異動があるときは必ず引き継ぎがなくてはいけないと思っております。

古い人や、分かっている人が退職してしまったりすると全然分からなくなってしまいます。

それのためにも、例えば棚卸などは会社というのはよくやりますよね、チェックして。

外部委員会もそうですが、私は金融機関に勤めていたので、年に2回ぐらいは抜き打ち 調査というのが入って、全ての書類をチェックされた時代だったのですね、昔はコンピュ ーターの時代ではなかったものですから。

ここでも、色々と紙ベースのものがまだまだたまっているというのも書かれてあります ので、その紙ベースのチェックというのは、何年保存などというのは、多分あると思うの です。

それを、やっぱりチェックするのは、その部署の方々がきちんと知っていなければいけないのだから、棚卸という言葉では適正かどうか分からないけれども、そういうことを各部署がやるべきではないかなと思うのですけれども。

○区政情報課長 私どもの所管の内容ではないのですけれども、総務課というところがご ざいまして、そちらの文書係というのがございます。

文書の保存、保管に関しまして、総務課が責任を持って各所属に文書主任というのを置きまして、そのものが中心になって文書の管理、それから役割を終えて何年保存とかいうのは、その職員が中心になって、最終的にはその所属の管理職が了解をして、この文書に関しては3年保存であったり、5年保存であったりとかというふうに決めて、適正に管理するというふうな定めを設けて対応しているところでございます。

民間と違いまして、いわゆる棚卸的な作業というのは、いわゆる行政の中では余りイメージが合わないのですが、そうは言いましても全庁の各所属の業務の流れというのは、それぞれ異なりますので、それを一番よく知っているキーパーソンとして、各課に文書主任というのを設置して、その者が中心になって今、委員からお話のありました保管ですとか、あと保存に関して、あと個人情報の関与に関しましても、その辺のところを中心に動いているというのが現状ではございます。

○会長 ありがとうございました。

さて、それでは以上でよろしゅうございますか。

(はい)

ありがとうございました。

私の仕切りが余りよろしくないのか、本来16時を目途にとしていましたが、もう既に 20分程度経っていまして、本日の議題は以上をもちまして全てを終了いたしましたので、 閉会といたします。 事務局の方からお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、次第の下部にも記載しておりますが、次回の審議会は11月 14日木曜日、午前9時から、場所は本日と同じ第三委員会室を予定しております。

また、第3回の審議会は来年3月の中旬を予定しておりますので、またよろしくお願いいたします。

正式な開催のご案内につきましては、事務局から改めてご通知いたします。

では、この後個人情報に関する勉強会を開催いたしますので、引き続きその場におられるようお願いいたします。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。

午後4時30分 閉会